

郡山市障がい者就労施設等が供給する物品の庁舎内における販売実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市庁舎内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（以下「障がい者就労施設等」という。）が供給する物品の販売を行うことについて必要な事項を定める。

(設置)

第2条 市民の障がいに対する理解を深め、障がい者就労施設等で就労する障害者の自立の促進を資するため、障がい者就労施設等が供給する物品を販売する場所を郡山市役所西庁舎1階（以下「西庁舎1階」という。）及び郡山市こども総合支援センター1階（以下「こども総合支援センター1階」という。）に設置する。

(事業者の登録)

第3条 西庁舎1階及びこども総合支援センター1階に出店できる者は、郡山市が法第36条又は第38条により指定若しくは法77条第9項の事業を郡山市に委託された障がい者就労施設等であって、出店を希望する事業者のうち、登録を受けたものとする。

2 前項の登録は、障がい者就労施設等からの申込みにより行うものとする。

(登録の申込み)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、原則、出店事業者登録申込書（様式第1号）を販売開始を希望する月の30日前までに郡山市保健福祉部障がい福祉課長（以下「障がい福祉課長」という。）に提出するものとする。

2 障がい福祉課長は、出店が適当と認めるときは、出店事業者登録承認通知（様式第2号）を申込者に交付するものとする。

3 前項の規定により登録の承認を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、第1項の出店事業者登録申込書に記載された事項に変更があった場合は、速やかに事業者登録変更届出書（様式第3号）を障がい福祉課長に届出なければならない。

(販売責任者等)

第5条 登録事業者は、物品の販売にあたり、販売責任者を置くものとする。

2 販売及び売上金等の金銭管理は、各登録事業者が責任を持って行うものとする。

3 登録事業者は、各月の売上を郡山市が障がい者授産支援に係る事業を委託する社会福祉法人社会福祉事業団が設置する郡山市障害者福祉センターへ報告するものとする。

(販売日時)

第6条 登録事業者が西庁舎1階及びこども総合支援センター1階で販売できるのは、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

2 販売可能な時間は、午前11時30分から午後1時30分までとする。ただし、準備に要する時間は販売時間には含めない。

(登録の解除)

第7条 障がい福祉課長は、次に該当する場合、事業者の登録を解除するものとする。

- (1) 登録事業者が出店事業者登録解除申込書（様式第4号）により解除の申込みをし、障がい福祉課長が出店事業者登録解除通知を申込者に交付した場合
- (2) 登録事業者が食品安全基本法（平成15年法律第48号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品表示法（平成25年法律第70号）に違反した場合
- (3) その他障がい福祉課長が登録を解除すべき事業者と判断した場合
（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、障がい福祉課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

この要領は、令和2年10月1日から施行する。